

第百四回国会 内閣 委員會議 録 第六号

昭和六十一年三月二十七日(木曜日)

午後三時四十分開議

出席委員

委員長 志賀 節君

理事 石川 要三君 理事 戸塚 進也君

理事 深谷 隆司君 理事 宮下 創平君

理事 小川 仁一君 理事 元信 堯君

理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君

池田 行彦君 理事 石原健太郎君

堀内 正十郎君 理事 月原 茂皓君

堀内 光雄君 井上 一成君

上原 康助君 新井 勝雄君

矢山 有作君 鈴木 康雄君

日笠 勝之君 柴田 陸夫君

三浦 久君

出席國務大臣 外務大臣 安倍晋太郎君

出席政府委員 外務省 長官官房 本多 秀司君

審議官 外務大臣官房 北村 汎君

外務大臣官房 事務次官 妹尾 正毅君

外務省アジア局 長 後藤 利雄君

外務省歐洲局長 西山 健彦君

外務省經濟協力 局長 藤田 公郎君

外務省条約局長 小和田 恒君

委員外の出席者 内閣委員会調査 室長 石川 健一君

委員の異動 三月二十七日 日笠 勝之君 補欠選任 小谷 輝二君

同日 日笠 勝之君 補欠選任 小谷 輝二君

辭任 小谷 輝二君 補欠選任 日笠 勝之君

三月二十六日

シベリア抑留者の恩給加算改定に関する請願

(阿部昭吾君紹介)(第一七六七号)

同(阿部昭吾君紹介)(第一七六八号)

同(阿部昭吾君紹介)(第一九一一号)

同(小沢和秋君紹介)(第一九一二号)

同(不破哲三君紹介)(第一九一四号)

同(不破哲三君紹介)(第一九一五号)

旧台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

(熊谷弘君紹介)(第一七六九号)

同(玉沢徳一郎君紹介)(第一七七〇号)

同(三ツ林太郎君紹介)(第一九一六号)

國家機密法制定反対に関する請願(上野建一君紹介)(第一七七一号)

同(経塚幸夫君紹介)(第一七七二号)

同(上藤晃君紹介)(第一七七三号)

同(辻第一君紹介)(第一七七四号)

同(中島武敏君紹介)(第一七七五号)

同(藤木洋子君紹介)(第一七七六号)

同(藤田スミ君紹介)(第一七七七号)

同(正森成二君紹介)(第一七七八号)

同(松本善明君紹介)(第一七七八号)

同(上野建一君紹介)(第一九一七号)

同(梅田勝君紹介)(第一九一八号)

同(浦井洋君紹介)(第一九一九号)

同(小沢和秋君紹介)(第一九二〇号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第一九二二号)

同(経塚幸夫君紹介)(第一九二三号)

同(上藤晃君紹介)(第一九二四号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第一九二四号)

同(柴田陸夫君紹介)(第一九二五号)

同(瀨崎博義君紹介)(第一九二六号)

同(瀨崎集次郎君紹介)(第一九二七号)

同(田中美智子君紹介)(第一九二八号)

同(津川武一君紹介)(第一九二九号)

同(辻第一君紹介)(第一九三〇号)

同(中川利三郎君紹介)(第一九三二号)

同(中島武敏君紹介)(第一九三三号)

同(中林佳子君紹介)(第一九三三号)

同(野間友一君紹介)(第一九三四号)

同(林百郎君紹介)(第一九三五号)

同(東中光雄君紹介)(第一九三六号)

同(不破哲三君紹介)(第一九三七号)

同(藤木洋子君紹介)(第一九三八号)

同(藤田スミ君紹介)(第一九三九号)

同(正森成二君紹介)(第一九四〇号)

同(松本善明君紹介)(第一九四一号)

同(三浦久君紹介)(第一九四二号)

同(熊谷弘君紹介)(第一九四三号)

同(山原健二郎君紹介)(第一九四四号)

同(山原健二郎君紹介)(第一九四四号)

同(倉成正君紹介)(第一七八二号)

同(國場幸昌君紹介)(第一七八三号)

同(倉成正君紹介)(第一九四六号)

同(三池信君紹介)(第一九四七号)

同(宮崎茂一君紹介)(第一九四七号)

安全保障會議設置法制定反対に関する請願(柴田陸夫君紹介)(第一九四四号)

同(瀨崎集次郎君紹介)(第一九四五号)

同(林百郎君紹介)(第一九四六号)

同(東中光雄君紹介)(第一九四七号)

同(不破哲三君紹介)(第一九四八号)

同(松本善明君紹介)(第一九四九号)

新防衛五カ年計画中止等に関する請願(柴田陸夫君紹介)(第一九一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○志賀委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。安倍外務大臣。

〔本号末尾に掲載〕

○安倍外務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置関係であります。今回新たに設置しようとするのは、総領事館一館で、スペインのバルセロナに設置するものであります。これは、実際に事務所を開設するものであります。バルセロナは、スペイン最大の貿易港を有し、経済的に重要な地であるばかりでなく、スペインのEC加盟もあって我が国からの進出企業も多く、かつ、多くの邦人が在留している地でもあります。

改正の第二は、同総領事館に在勤する在外職員の新防衛五カ年計画中止等に関する請願(柴田陸夫君紹介)(第一九一〇号)。

あります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○志賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○志賀委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。井上一成君。

○井上(一)委員 在外公館の果たす役割というのは大変大きく、また重要だと思ひます。勤務する外交官諸君の労働条件なり、生活条件等については十二分な対応を必要とする、こういうふうな思ひ方でありまして、いろいろな国際経済情勢の変化の中で十二分に目を配っていくことが必要である、このことを私は強く要望しておきます。

さらに、その国に居住する邦人の保護なりあるいはいわゆる安全、あるいは企業活動、動向、そういうことも十分正しく把握していく、こういうことがその役割だと思ひます。

そういう意味では、今回設置を予定されている公館については、公館の持つ本来の役割を十分果たしてくれるように強く期待をしたいと思ひます。

さらに、それぞれの国相互間ではいろいろな外交があるわけでありまして、相手国の国民に対して不信感を与えないようにこれまた十分な気を配っていかねばいけません、不信感を与えるような行為、行動というものは相互の友好関係を損なう一つの大きな要因になる、こういうふうに思ひます。

さて、今日非常に問題としてあらゆる角度からその真相究明がやかましく言われているわけでありまして、今私が申し上げたような領事館なり大使館の果たす役割、あるいは両国の相互友好関係を維持していくためにも、今回のフィリピンの一連の事件については心を痛めている一人であります。少なくとも両国の友好関係を維持していくために、今回報道されている一連の事件につ

いてはマイナスの要因を持たせたことにこれは間違いないと思ひわけでありまして、どのように外務大臣は御認識をなさっているのか、まず御決意を聞かしていただきたいと思ひます。

○安倍国務大臣 今回のマルコス文書をめぐりまする一連の問題、特に日本企業との関係あるいは日本のいわゆる援助に絡むところのいろいろな問題等につきまして、私自身もこれを非常に重要視をいたしております。日本政府としても、重大な関心を持って、この問題についてはひとつ解明を急がなければならぬ、解明をされること、これが日本からの援助を拡大していく上において、さらに援助が、開発途上国に対して真にその民生の安定あるいは福祉の向上に資するという目的を今後とも貫いていく上においても非常に重要だ、こういうふうに考えておるわけでありまして、

○井上(一)委員 何回も指摘をしてきたわけでありまして、今までのフィリピンの経済援助というものが、相手国の国民の生活向上、民生安定に役立たないというのを、私は予算委員会等で強く指摘をしてきたことなす。これは大臣もよく御認識をいただいていると思ひます。今後、経済援助について外務大臣自身は見直していきたい、あるいは今も民生の向上、安定という話ですけれども、一体どのように見直そうとしているのか、具体的にどこをどうしていこうとしているのか、ひとつその点についても聞いておきたいと思ひます。

○安倍国務大臣 これまでも国会におきまして、いわゆる日本の経済援助、特にフィリピンに対する援助等については、いろいろと御批判がございました。私もそうした御批判とか指摘につきましまして、率直に承ったつもりでございます。そういう中で、慎重に援助等についても取り組んできたことも事実でございますが、しかし、こうして問題がいろいろと提起されるようになりました。

全体的には、日本はこれまで膨大な援助をフィリピンにもいたしておりますし、その他開発途上国にいたしておりますが、この援助につきましまして、

は、それなりに開発途上国の経済の発展には資してきておるといふふうに考えております。日本の援助そのものは円借款あるいは無償援助、技術協力、こういう形になっておるわけでありまして、これを実施する場合においては、非常にきちょうめんにこれを実施してきておる、そういう面では私は各国からの評価も率直に言つて得ておる、こういうふうな思つておるわけでございますが、しかし、そういう中で、今回フィリピンでマルコス文書という形でいろいろと出てきました。

そこで、少なくとも日本の法律違反というようになことはなければ日本は法律によつて処理処罰されなければならないと思ひますし、あるいはまたフィリピンの法律違反という事態が明らかになれば、それはフィリピンの法律で処理されるべきであらう、こういうふうに思つておるわけでございます。

そういう中で、これがもし日本の援助に絡んでおるといふことになれば、その援助が、交換公文で合意をして、フィジビリティ・テスト・デューもやつて、あといろいろと評価等もやつているわけですから、果たしてそういう援助というものがきちっとした形で実際に行われたかどうかという点について、これはフォローアップする必要がある、特に具体的に問題になった援助等についてはやはりフォローアップして、その効果的、効果的であったかどうかというのを確かめる必要があるのではないか、私は率直にそういうふうに思つております。

そういう中で、やはりこれまでの援助全体を見直しながら、そして、これから新しいフィリピン政府が求めておる援助のあり方というものは、これまでの援助のあり方とまた違った新しいあり方といふべきか、そういう問題点もあるように私は思つております。そういう点はやはり新しい政府との間で話し合ひもして、本当にフィリピンの国民のためになるような援助の姿にもし改善できる点があれば改善していかなければならない。そういう点は、やはり硬直したことではなくて弾力的に

これは対応していく必要があるということを感じておるわけです。

○井上(一)委員 具体的な経済援助の問題指摘に入る前に、出先の大使館なり在外公館の果たす役割を私はさつき申し上げたわけですが、そういういわゆる役割から考えると、今日まで在比日本大使館が、フィリピンのマニラにある日本大使館が果たしてきた役割というものを、これをどこまで正しく把握をするか、あるいはその真相をどこまで踏み込んで知ろうと努力をするか、いろいろな問題があつたでしょうけれども、これからはさらに強く真実を明らかにするための努力が必要だと私は思ふのですが、大臣いかがでございますか。

○安倍国務大臣 この点はまだ漠として私自身もつかんでおらないわけですが、今の文書の整理等もしまして、やはり明らかにするべき点はいくらに必要があるのか、これはこれからどういふ問題が出てくるかわかりませんが、そういうものを踏まえながら明らかにする必要がある。やはりその国におけるその在外公館の役割というものは非常に大きな意味を持っている、これは二国間の協力関係あるいは援助の実施等においては非常に大きな役割を担つておることは、疑いなく入らないところでありまして、

○井上(一)委員 さて、具体的にお聞きをしますと、日本に所在するフィリピン政府の資産について、どこにどれほどの資産があり、現状どういふ状況であるのか、少し報告をしていただきたいと思ひます。

○後藤(利)政府委員 今回の御質問でございますが、資産という御質問でございますが、かなり広い概念になります。私もなかなか資産という概念でとらえてはおりませんが、土地ということだけに限つて言わせていただきますと、フィリピン政府が日本に保有しております土地として私どもが把握しておりますのは、東京に三件、神戸に二件でございます。

具体的に申し上げますと、東京では、現在の大

使館の土地でありますところの渋谷の南平台、それから大使の公邸が千代田区の富士見町にございます。それから旧大使館土地として六本木の三件にございます。それから神戸は、領事館として中央区の浪花に一件、それから灘区の篠原伯母野山に一件、計五件が私ども把握している土地にございます。

○井上(一)委員 とりわけ九段の所有地と六本木、いわゆる公邸と旧大使館について、あるいはもう一点、神戸の総領事館跡地については、現状はどういう状況であるのか、あるいは流れとして少なくともここ一年以内にそこに何らかの変化があったのかどうか。

○後藤(利)政府委員 今のお尋ねの件でございしますが、この一年くらいの流れの中で見てみますと、六本木のいわゆる旧大使館の土地でございしますが、現在空地になっておりますが、これにつきまして、昨年あたりこれをフィリピン側の方で処分するのではないだろうかといううわさは承知しております。

これにつきまして私どもの方も調べましたけれども、むしろ処分するというのではなくて、この土地に新しい大使館あるいは総領事館、それから研修所というもので、新しい建物を建ててそれを利用したいといううわさが私どもの確認する限りでのフィリピン側の態度と承知しております。

それから、富士見町の今の大使が住んでおられるところにつきましては、特にこの一年、あるいは何か処分するとかといううわさは若干あったやに聞いておりますが、私ども全く確認しておりません。

それから神戸につきましても、ひところこれをもう少し有効に利用したいというような動きもあったようございしますが、売却というようなことありません。現在は現状のままであります。

それからちなみに、新政権になりましてから、これらの処分とか——処分という言葉はおかしいのですけれども、現状を変更することについては

一時中止せよという指示が新政権から行われておりまして、私ども大使館を通じてこれを確認をいたしております。

○井上(一)委員 去る七日の報道で、六本木の大使館跡地に、鹿島建設が東京都の認可を受けるために建築計画通知を提出していることが明らかになった、こういうことが報道されています。このことについて、それでは外務省はどのような情報を持っていらっしゃるのか。あるいはこのことについて、今お尋ねをしようと思っておったのですが、新政権はどのような意見を持っているのかという点も、今は中止をしてほしいということかどうか。あるいはその流れの中でどのような対応をしてきたのか。

○後藤(利)政府委員 御質問の建設計画につきましては、去る二月のフィリピンの政権交代以前の時期におきましてある程度検討が進められていた模様でございしますが、それが新しい政権になりましたらからは一時これを停止するように指示があったというところは先ほど申し述べたとおりでございします。

それから、鹿島建設云々のお話でございしますが、そのような報道で、右所有地に鹿島建設が建物を、先ほど申し上げた建物でございしますが建てるといふ話を聞いておりますが、これにつきまして、在京フィリピン大使館並びに東京都庁等よりはそれなりの事情は聞いております。

○井上(一)委員 それじゃ鹿島建設はだれの依頼でビルを建てようとしたのか、それはお聞きなんでしょうか。

○後藤(利)政府委員 私どもの承知する限り、鹿島建設は在京フィリピン大使館よりの依頼でこの建物を、フィリピン大使館が建てよう、そのために鹿島建設に依頼したというように承知しております。

○井上(一)委員 それは在京フィリピン大使館の依頼によりということ、いわば代理として建設ということですが、そういうふうに受けとめてい

いのでしょいか。あるいはそれは正確な文書をもって外務省は承知をしているのか。あるいは当時在京フィリピン大使館からそういう話が外務省にあったのかどうか。この点についても聞いておきましよう。

○後藤(利)政府委員 鹿島建設より申請について、在京大使館より委任状の提示がございしますが、その都に對する申請のコピーは私ども都からいただいております。

○井上(一)委員 私は、我が国の行政権の及ぶ範囲でないということは十分承知はするわけなんですけれども、やはりそこにフィリピン政府がどういふ計画を持っているか、意図しているか、そういうことは外交ルートでしっかりと情報を交換すべきであるし、そういうことが外務省の目に見えないところでの御苦労だと思ふのですよ。そういうことがなされていらないということではそれはちょっとおかしいのではないでしようか。御苦労がたかさんあるんだけれども、やはりそういうことについて少し外務省としてコメントしてもらわな

い、このことは、ただそれだけでどうですかと言えない。

○後藤(利)政府委員 私どももそのよううわさにつきましては大変な関心を持ちまして、もしフィリピン国の大使館において所有する土地に何らかの建物を建てるとか、あるいはいわゆる俗言でありますが処分するといふようなことが仮にうわさされているようにありとすれば、私ども大変関心を持つので、それについては還滞なく十分教えてほしいということ、過去再三にわたってこの大使館に申し上げております。それに對しまして大使館の方では、もしそういうことにすれば自分たちとしても外務省に連絡をするということは、再三聞いております。

他方、また、私どもとしては、先ほど申し上げましたように都に對して随時事情を聴取している、積極的に関心しておる、こういうこととござい

ます。

○井上(一)委員 問題が二つあると思うのですね。ひとつ整理しなければいけないのは、鹿島建

設がフィリピン政府を代理して我が国の行政当局に書類提示をした、その事実関係はやはり鹿島からしっかりと事情を聞いてもらわなければいけません。そういうことをされたのかどうか。そして、在京フィリピン大使館とのコメントでは、後の問題として、土地処分についてあなたは今、連絡はない、そういう情報はない、今のところ考えてないと言われたが、これは後で明らかにしますが、しかし答弁はしっかりとこの二つに区切ってもらいたい。

だから、前段の、鹿島建設がフィリピン政府を代表して、フィリピン政府の代理人として東京都に。そうでしょう、今のは。そういうことが常識的に考えられるのかどうか。そして、そういう書面を整備したものを東京都に出されたのかどうか。外務省はそれぐらいのことはきっちりしなければいけない。

それからもう一点、新政権はこのことについて意思表示をしたきたのは、我が国の外交ルートからアプローチしたのか、新政権の方から我が国にアプローチしてきたのか、これはどっちなんですか。

○後藤(利)政府委員 鹿島建設には直接は聞いておりません。むしろ都に先ほど申し上げましたように聞いておりますというのが事実でござい

ます。

それから、この土地の使用問題につきまして、フィリピンの外務省より我が方の在マニラ大使館に口上書をもって報告をしてきて、連絡をしてきてくれた、こういうこととござい

ます。

○井上(一)委員 いつですか、それは。

○後藤(利)政府委員 三月の十八日付でござい

ます。

○井上(一)委員 東京都に既にそういう申請がなされていた、通知がなされている。そういうことも含めていろいろうわさもある。新政権になって日も浅いわけでありませうけれども、我が国も在比公館があるわけですから、むしろ日本からこれらの問題については尋ねてあげるぐらいの、あるい

は情報提供をするぐらゐの外交をなさなければいけない、こういうふうな思ひわけであります。

私は、ここは、いわゆる鹿島建設とバルデス在京フィリピン大使との親密な関係というか、フィリピン政府の代理人になるくらい鹿島建設は非常に信頼と親近、親密の度が深いということ、私は常識的にそう判断するのですが、局長、いかがでございますでしょうか。我が国の政府も外務省もわからぬ間に、鹿島建設にすべてを一任して、つまりフィリピン政府にかわって鹿島建設が東京都庁にそういう認可を出していくということ、そういう意味では鹿島建設とフィリピン政府との深いかかわりというものが、常識的に見て私は今申し上げたようにあると思うのですが、局長いかがでしょうか。私と同じお考えなのか、いや、そうじゃないとお考えなのか。

○後藤(利)政府委員 ただいまのにお答えする前にちょっと補足させていただきますけれども、先ほど先方から口上書が参ったと申しましたが、実は偶然にも、私もの方からフィリピン政府の方に聞いたらどうだろうかというのを私が指示いたしまして、發電をしようとしたときに先方から口上書が来たというのが本当でございます。

それから後者でございますが、これは井上先生、私の個人的見解をお尋ねいただいているのかと思ひますが、私も在外に出ましたときに、大使あるいはそれに準ずる者はできるだけいろいろ先方の国の方たちと交際をするということが大事だということでございますので、バルデス大使が鹿島建設に殊のほか深く、相対的に深くおつき合ひされたかどうか、これは私、個人的見解からあるいは常識をちょっと超えますので……。そういうことでございます。

○井上(一)委員 いいです。あなたとしては精いっぱい回答だと思ひます。それ以上私も深く聞きません。それはいろいろ人それぞれの受けとめ方でございますから。

私はもう一点、六本木なり——六本木というのはえらいアバウトな地名ですから、正確には、フ

イリピン政府が所有する港区六本木五丁目三百六番地の土地、さらには千代田区富士見町一丁目十八番一号に持つ所有地、そして神戸の中央区浪花町六十三番地に持つ土地、この三点を、今当面の質問の中でフィリピン政府の土地、所有地、便宜上これからこういうことにいたします。

このフィリピン政府の持つ土地は、これは確認をしておかなければいけないのですが、フィリピン政府が金を出してすべて所有した土地なんですよ、我が国との賠償の中でフィリピン政府の土地になったものなのではないでしょうか。

○藤田(公)政府委員 六本木の土地及び南平台にございす土地は、ともに賠償でもって提供されたものでございす。

○井上(一)委員 六本木の土地は賠償によって提供した土地。それでさっき、処分のうわさはあつたけれどもそういうことについては外務省に連絡があるはずだ、あるいはこちらから問い合わせた結果そういう事実はないというふうな答えだつたと思ひます。それはいつの時点での事実なのか、ちょっと念のために聞いておきたいと思ひます。

○後藤(利)政府委員 今の藤田局長の答弁を補足させていただきますと、富士見町の土地はフィリピン側が自分で購入した土地でございます。

それから、今の御質問でございますけれども、うわさと申しますのは、マニラでのうわさとかいろいろ日本の新聞に出ておりますが、私もがそういううわさを承知したのは、正確なあれを記憶してございすんですが、大体秋、十月の末から十一月の初めころかと記憶してございす。

○井上(一)委員 それじゃ、今日の状況の中の情報というのをお持ちなんでしょうか。

○後藤(利)政府委員 今日の状況でございますが、現時点では、先ほども申し上げていただきましたように、新政権とかかわりにおいては、いかなる動きも一時中止せよというのが今日の一番新しい情報でございます。

○井上(一)委員 去年の話を今こでというよりも、新政権あるいはマルコス政権末期と言つた方

がいいかも知れないし、もっと早くわかりやすく言えば、一番きょうから近い情報としては何か持つていらつしやるのでしょうか。

○後藤(利)政府委員 今の一番近い過去ということでございますね。——特にございません。

○井上(一)委員 後で安倍大臣に総括して答弁を求めますから、しばらく休んでおつて下さい。この資産、財産を売却をするという契約がなされて、こういうことなんです。それは少なくともことしの話である。私の知っている範囲では、この話は外務省当局も承知をしていると私は思つてゐる。さらにマニラにある在比日本大使館が、この売却をする協定書というのでしょいか契約書というのでしょいか、メモランダム・オブ・アグリーメントという書類を持つてゐる。それを外務省当局が知らないということは私はおかしいと思ひますけれども、全く御存じないのか、いや、少しにおいだけをかいたぐらゐでこでではつきりと答弁するに至らないとおつしやるのか、そこはどうなんでしょうか。

○後藤(利)政府委員 私の承知する限り、売却というのには新聞等のうわさは承知しておりますが、先ほど来からお話ししているような事情でございます。

今の最後の御質問の件でございますが、我が方のマニラ大使館がそのような売却に関連するようなコピーを持つてゐるのではないだろうかという御質問でございますが、我が方の大使館より本省に對しまして、そのようなコピーを入手したとの報告は受けておりません。

○井上(一)委員 これは重大なことなんです。中身は、一九八六年一月六日、フィリピンのケソン市で当事者間で、立会人を含めて公式に公証役場で正式な契約がなされてゐるわけなんです。念のため、私はあえて言うが公証番号が三八八、ペーシ番号が七九、記録簿番号がXCの一一——あるいはこれは一八かも知れません。一九八六年系列、この有効期限を一九八七年十二月三十一日、こういうことで契約をされてゐるわけなんです。

す。そしてその中には、法定成年であり既婚者である、フィリピン共和国市民であるメルカドという人が第一当事者になつてゐるわけです。このメルカドというのはどういう人かというのの後で申し上げます。そして我が国のタカフジ産業株式会社、これは我が国のバスポートナンバーもきつちりと、証券発行日、日本国民であるということが正確に相手にわかるように政府がちゃんと証明をして、その第二当事者がここに約束をしてゐる、合意をしてゐる。そして九段の所有地四千三百六十一・八五平米さらには六本木が約三千七百七十九平米、神戸が七百六十四・七二平米、そして売買金額が合計で四千七百九十七万ドルという約束がなされてゐるわけなんです。そして、これは先ほども申し上げたように三通あつて、第一当事者、第二当事者に一通ずつ、さらにマニラの在比日本大使館に一通がある、こういうことなんです。が、全く外務省は報告を受けていないということなのでしょいか。

○後藤(利)政府委員 今、井上先生のお話の具体的なあれは私も初めて伺つたわけでございます。我が方のマニラ大使館がそういうコピーを持つてゐるかどうか、それが本省に報告されてゐるかどうかという点につきましては、先ほども申しましたように、本省に對してそのようなコピーを入手したという報告は行われておりません。

○井上(一)委員 まだ私の持つ質問時間がありますから、マニラの大統領に即刻手当てという連絡をとつて、こういう問題はどうかだという確認をなさつた方がいいのではないでしよいか。若干の時間を猶予いたします。

それからもう一つ、先ほど私がメルカドという人の名前を出したわけでありまして、メルカドという人はどういう関係の人であるかという、まずここに私はマルコス大統領の文書を持つております。マルコス大統領が一九八〇年五月十六日、ミスターニッダという人を自分の大統領補佐官に任命をしてゐるわけです。さらにこの人を移民局の副局長に任命してゐる。ピクター・G・ニッダ。

マルコスの名前が現れますから外務省はすぐわかるのだ。このミスターニッダが一九八五年三月八日、今度はミスターメルカドにこの土地売却について、少し時間をかけますけれども、「日本国東京都に所在する次の地所に興味を持つ関係者、デベロッパーに対して、販売に関して地所売買契約もしくはいかなる契約申請についても署名できる権限を委譲する。一、九段の土地、二、六本木の土地」云々と書いてあるのです。

だから、私は、一九八五年三月八日以降に鹿島建設がフィリピン政府を代表した届け出をしたというところにも疑問を持ちますし、マルコスが任命をしたニッダからメルカドに委譲したこの公文書、この書類は大統領府が出した書類ですよ、これは非常に権威のある、マルコスが健在なときでありますから、そこにも一つの疑問があるわけでありまして、この原文があるわけなんです、後でお見せをします。

さらに問題なのは、この富士見の土地にしても六本木の土地にしても、「以前に出された大統領令に則り、政府所有の財産、不動産及び公舎、これは個人または民間会社に売却されることとする。その目的は経済をさらに活性化させること及び特にマルコス大統領閣下とイメルダ夫人の生計を支援するためである」ということが明確に書かれているわけなんです。

日本が賠償でフィリピン国民に提供したその土地が、いつの間にか、マルコスが任命したミスターニッダからメルカドに委譲されて、メルカドがことしの一月六日ケソン市でちゃんと契約している。外務省あるいは在外公館はこういう情報がないんだ、知らないんだと言ったって通らない。とりわけマルコスが、いわゆる個人の生計を支えるために処分をする、個人的な資金のために公的財産を売却する、政府財産を売却するということは大きな問題なんです、外務大臣。

ここでやはり外務大臣にちょっとお考えという受けとめ方を聞かしてもらえないと。これは流れを聞いて大体おわかりいただけるわけで、真相

究明に取り組むんだとおっしゃってくださっている安倍外務大臣として、ここで、今の私の質問を通しての大臣の対応を聞かせてもらいたい、こう思います。

○安倍外務大臣 外務省としても常日ごろ、外国の公的な日本における財産といいますが、土地、建物を中心としますが、そういうものに対しては注目していろいろ情報等もキャッチしておるわけですが、これは外務省の一つの責任だろと思っておりますが、そういう意味で、六本木の土地についての外務省の知る限りのことを今御報告申し上げたと思えます。

ただ、今の、フィリピンの何か売買契約がなされた、日本の在比大使館にそれは一通あるはずだ。これは我々外務省が知らないというのはおかしいわけで、在比大使館にその書類があればあるいは持ち込まれれば、それは恐らく日本政府に、外務省に報告があるわけですから、そういう義務を怠っていることはあり得ない。ですから、私の判断では、そういう書類は在比大使館としては入手していないのじゃないか、こういうふうに思えます。その点は確かめなければなりませんけれども、非常に重要な意味を持った文書だということになって、それを外務省に知らせなかったということになったら大変なことで、そういうことはないと私は思います。

それから、今の、大使館の土地は国家の在外の公的財産ですから、それが大統領の生計のために使われるとか使おうとかいう、そういう公文書があるということすら我々の常識では全く考えられないことでございまして、そうした文書等を手に入れたらおられるなら、これは外務省もまだそれだけの情報も持っておりません、調査をしておりますし、あるいはまた能力にも限界があるわけですから、ぜひともお見せをいただいて、確かめるところは確かめなければならぬ、こういうふうに思います。

○井上(一)委員 ミスターメルカドは今マニラにおるわけなんです。サロンガ委員会というのか、

このマルコスの不正をたすというか究明する委員会があるわけですが、そのサロンガさんも新政権も深い関心を持っているというふうには僕も聞いています。わけなんですか、それでは我が方から新政権に対して、今言っているような、メルカドさんに尋ねてくれ、あるいは私がさっき番号まで言ったのだから、それくらいの努力をしてこの問題の真相究明に乗り出さなければ、安倍大臣、日ごろからおっしゃっていることと少し矛盾しますよ。だからこれは調べて、あるいはメルカドさんに、あるいは日本の第二当事者に事実関係を、あるいは鹿島も含めて関係者に事情を聞かせてもらう、さらにこの問題の議論を踏まえた中でやはりフィリピン政府に協力をしていく、こういうことの意味はいかがですか。

○安倍外務大臣 今の、在比日本大使館が入手したというお話がありました、その点については早速確認をしてみなければならぬと思えます。これは早速やります。

それから、新しい政権が日本に対して口上書でもって、とにかく日本におけるフィリピンの在外土地については、これはこれまでどおりだ、変更するわけではない、これまでの約束があってもそれは認めない、こういう趣旨の口上書がもしもそんな、そういう口上書は日本政府としていたいたわけですから、その口上書はフィリピン政府の意図であると思えます。これはやっぱり、在外資産を守っていく日本の立場として、新政権の立場を十分踏まえて対応したい、こういうふうに思うわけでありまして。ちょっと口上書の内容について今少し聞き漏らしましたものですから、口上書は、我々としては新政権の意図としてこれをやっぱり踏まえて対応したい、こういうふうに思っております。

○井上(一)委員 さっきから言っているように大臣、事の真相究明には最善、最大の努力をするというところはこれは間違いないわけなんですから、あなたが国会で約束しているんだから。だから、こういう問題があるという事実、私が原文を持っ

て、こういう問題があります、大使館にすぐに調べさせてください、それによって私はやっぱり議論を進めなければいけない。それは待ちますよ、時間は。

それからもう一点、メルカド、この当事者ですね、署名をしている。フィリピンにおるんだから、マニラにおるんだから、新政権に対してこの事実関係を報告し、協力をするお考えを持っていられしやるのかどうかということをお聞いているんですよ。

○後藤(利)政府委員 事実関係、コピーの入手でございますが、マニラにあります大使館にそういう書類を受け取ったかどうかの事実関係をお時間をいただいて調べたいのでございまして、遺憾ながら、きょうは先方はイースターでございまして、大使館は開いておりませんので、一日、二日ここでお待ち。恐縮でございますけれども、至急に調べますけれども、今の三十分とかそういう中ではお許しただきたいと思えます。

○安倍外務大臣 これは事がやっぱり日本におけるフィリピンの公的な資産の問題ですから、この内容にいろいろと問題があるとすれば、これは解明していくのが日本の外務省の責任の一つだろう、こういうふうに思っております。したがって、いろいろと今御指摘ございました文書とかその他につきましては、フィリピン政府に照会する必要があるというふうに我々外務省として判断したときは、これは照会をしてフィリピン政府から説明を求めたい、こういうふうに思っています。

○井上(一)委員 当然私はそうあるべきだと思いますので、私の持っている情報で、この契約書も含めて外務大臣にお渡しをしますから、これは新政権に提供して真相究明に協力をします、こういうことを大臣も一度お約束を、念を押して悪いのですが、私の持っている契約書をお渡ししますから。

○安倍外務大臣 今のせつかくの井上さんのそうした文書等は拝借をいたしまして、そして日本政府としてこれに対する対応、フィリピン政府に対

する照会その他も含めて、検討させていただきたいと思ひます。

○井上(一)委員 なお我が国の側、いわゆる鹿島、さらには第二当事者を含めて事情を聞かしていただく、そういう努力は事務レベル、局長いかがですか。

○後藤(利)政府委員 都には聞いておりますが、せっかくでございますから、鹿島にも、過去の経緯については、私どももせっかくのことでございますから聞きたいと思つております。

○井上(一)委員 それじゃ、私は、今申し上げたように問題点が余りにも大き過ぎる。そういう約束がなされている、さらに個人の生計を支えるために売却する目的、そして公証人の前でお互いが宣誓をし約束をしている、こういう事実をきょうは提起したわけでありませう。今大臣からお答えがあり、イースターで休みだということですから、これはむしろ、きょうはこれぐらいで質問を私も終えなければならぬ、そして、あなた方のいわゆる行為、アクションですね、いわゆる新政権にどれだけの協力をするか、さらにはこの問題について在比日本公館がどれだけの役割、働きをするか、そのことによって、今審議をしている領事館の、在外公館の役割というものもやっぱり大きく評価されていくわけでありませうから、時間がありますが、私は残余の時間は留保いたします。そして、そちらの方から、外務省の方からお答えをいただいて、引き続きこの質問を続けていきたい。委員長、そのように思いますので、お取り計らいをいただきたいと思います。

○志賀委員長 それでは、この際、暫時休憩いたします。

午後四時五十一分休憩

午後五時十八分開議

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

井上君の残余の質疑は後日に譲ることとし、本

日は、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二 総領事館の表欧州の項中「在ジュネーヴ日本国総領事館」を「在ジュネーヴ日本国総領事館」を「在ジュネーヴ日本国総領事館」を「在ジュネーヴ日本国総領事館」に改める。

別表第二の二 総領事館の表欧州の項中「ジュネーヴ」を「ジュネーヴ」に改める。

756,500	669,200	581,900	494,600	436,400	378,669,100	591,900	514,700	437,500	386,000	334,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800	600,308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
										「ジュネーヴ」を「ジュネーヴ」に改める。										
										「ジュネーヴ」を「ジュネーヴ」に改める。										

附 則

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在バルセロナ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公

務員の在勤基本手当の基準額を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年四月二日印刷

昭和六十一年四月三日発行

衆議院事務局印刷者

大蔵省印刷局